医政医発第0330001号

医政歯発第0330001号

平成19年3月30日

令和2年12月25日改正

各都道府県衛生主管部（局）長

殿

各地方厚生局健康福祉部長

厚生労働省医政局医事課長

（公印省略）

厚生労働省医政局歯科保健課長

（公印省略）

医師又は歯科医師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

　標記については、「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成19年３月30日医政発第0330002号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

１　助言指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、助言指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る助言指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、当該個別研修対象者の再教育を担当する地方厚生局健康福祉部医事課（以下「所管厚生局」という。）に対して、助言指導者の候補となる者（以下「助言指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該助言指導者候補者に対して、所管厚生局より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

２　助言指導者指名承諾書の提出

助言指導者候補者は、自らが助言指導者となることに同意する場合には、所管厚生局を通じて助言指導者指名承諾書（別紙を提出すること。）

３　その他

個別研修対象者に係る助言指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・助教授や当該対象者が所属する病院の院長・部長、大学病院や臨床研修病院等の臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に助言指導者として適当な者がいない場合には、最終的には医育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、いずれにせよ、このような場合には所管厚生局が相談に応じること。

（別紙）

助言指導者指名承諾書

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

　私は、（被処分者の氏名）に係る助言指導者（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）又は歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第９条第１項第４号に規定する助言指導者をいう。）の指名を受けることについて承諾いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 所属･役職 |  |
| 所在地 | 〒  電話番号：　　　　（　　　） |
| 医籍（歯科医籍）  登録番号 |  |

（記入要領）

１　承諾者が医師又は歯科医師でない場合には、医籍（歯科医籍）登録番号の欄は空欄にし

ておくこと。

２　承諾書には、助言指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| ※厚生局処理欄 | 受理年月日  年　　　月　　　日 |
| 担当厚生局名 |